

宗像市学校開放事業ルール変更点まとめ

項目	現行	施設利用日 (令和7年9月1日～令和8年3月31日)	施設利用日 (令和8年4月1日～)
団体登録要件	①市内在住または市内通勤・通学していること ②成人の代表者及び副代表者を含む5人以上 (運動場、体育館利用は10人以上)で団体構成していること	団体登録の要件追加(要件項目1～8)	
団体の種類	団体の種類分けなし	団体の種類分けあり(定期優良団体・一般団体)	
団体登録申請 (提出書類)	①開放施設利用団体登録(変更)申請書 ②団体構成員名簿 ③支払金口座振替依頼書	提出書類の追加(提出書類1～6)	
団体登録の有効期限	有効期限の定めなし	団体登録書類を提出した年度の年度末(3/31)まで ※利用を継続する場合は、毎年度団体登録が必要	
管理指導員	シルバー人材センター担当者が施設の鍵管理(鍵の開場、施錠、施設内の確認等)を行う	各利用団体から管理指導員を選出し、施設の鍵管理(鍵の開場、施錠、施設内の確認等)を行う ※シルバー人材センターの鍵管理を廃止 ※河東西小学校の特別教室の鍵管理については現在運用ルールを整備中	
利用許可	利用許可証を郵送 利用日にシルバー人材センター担当者に提示	各自施設予約システムで当落を確認、又は 当選結果メール(利用許可)を確認 利用日にシルバー人材センター担当者に提示 各自施設予約システムで当落を確認、又はスポーツ協会から届く予約完了のメールを確認 ※利用日に提示する必要なし	
開放施設の利用中止、 変更連絡(利用前)	スポーツ協会に電話連絡	利用日の5日前までに施設予約システムから 中止をすること 利用日の3営業日前までに施設予約システム から中止をすること	
開放施設の利用中止、 変更連絡(利用日以降)	利用日の翌日までに宗像市スポーツ協会に電話で連絡すること		
使用料	前納	後納(利用内容確定後に納付書送付)	
罰則	定めなし	利用のルールを守らない団体への罰則を規定	